

令和 7 年度

同報系防災行政無線操作卓更新工事

仕様書

安曇野市役所 危機管理課

第 1 章 総則

1. 総則

(1) 概要

本仕様書は、長野県安曇野市（以下「発注者」という。）が整備する「令和 7 年度同報系防災行政無線操作卓更新工事」（以下「本工事」という）について示すものであり、受注者は、これに基づき施工を行うものとする。

(2) 目的

本提案書は、発注者が、デジタル無線通信方式により防災用の無線通信網を更新するため、本工事に関わる無線設備の製造、据付、調整作業について必要な事項を定めるものである。

(3) 工事名

「令和 7 年度同報系防災行政無線操作卓更新工事」

(4) 工期

契約日から令和 8 年 3 月 31 日（火）

(5) 契約範囲

受注者は、本仕様書に基づき本工事の機器の製造、運搬、据え付け及び調整並びに運用開始時の技術指導等を行うとともに、本工事の完成に必要な官公庁及び関係機関との調整、諸手続から廃棄等、検収に至るすべての業務サポートを行うこと。また、上記手続きに伴う費用は受注者の負担とする。

(6) 関連法規

受注者は本仕様書に定めるもののほか、以下の関係法令、規定を遵守しなければならない。

ア 電波法及び同法関係規則、告示

イ 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省）

ウ （社）電波産業会 市町村デジタル同報通信システム TYPE2 標準規格（ARIB STD-T115 最新版）

エ 電気設備技術基準

オ 建築基準法及びこれに基づく施行令

カ 日本産業規格（JIS）

キ 消防法及び同法関係規則等

ク 個人情報保護法

ケ その他関係法令、条例、規則等

コ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）

(7) 工事工程

全体工事工程表を作成し、発注者と協議のうえ作業工程を決定すること。また、工事の進捗具合は適宜発注者に報告するものとし、工程に大幅な変更が生じた場合は速やかに発注者に報告し、発注者と協議のうえ再度作業工程を決定すること。なお、現場作業スペース等については発注者と協議したうえで決定するものとし、当該対象施設職員の業務に支障をきたさないよう十分に注意し、作業工程に反映すること。

(8) 安全管理

受注者は、本工事の実施にあたり、労働安全衛生法その他関係法規に従い、常に安全管理に必要な措置を講じ労働災害の発生防止に努め、建設業表示等の提出提示を事前に行うこと。また、完成図書内に TBM-KY 写真などの安全衛生に関わる書類を含めること。

(9) 打合せおよび記録

- ア 受注者は、本工事を適切かつ円滑に実施するため、発注者と連絡を密接に取り、本工事における各種方針、条件等の質疑に応じること。
- イ 受注者は、本工事の進捗に応じて発注者へ報告をし、十分な打合せを実施すること。なお、その内容について打合せ記録簿に記録し、発注者の確認を受けなければならない。
- ウ 受注者は、発注者から進捗状況の報告を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(10) 提出書類等

受注者は、契約後直ちに本仕様書に基づき、詳細な打合せを行い次の書類を発注者の指定する期日までに提出すること。なお、提出部数については、別途指示する。

- ア 納入仕様書
- イ 工程表
- ウ 工事体制表
- エ 施工図
- オ 着工届
- カ 現場代理人・監理技術者届
- キ 工事写真
- ク 試験・検査成績書
- ケ 完成図書
- コ 取扱説明書
- サ 機器添付保証書 原本
- シ グリーンファイル
- ス その他必要書類

(11) 所有権

本工事で作成される書類等の所有権（他で著作権及び所有権が設定されているものを除く。）については、全て発注者に帰属するものとする。

また、本工事の実施にあたり、第三者の著作権に抵触するものについては、受注者の責任において適切に処理するものとする。

(12) 特許等

本設備設置にかかる特許または実用新案については、すべて受注者において責任を負うものとする。

(13) 損害賠償

本工事の遂行に当たり、第三者の施設などに損害を与えた場合は、直ちに発注者に報告するとともに受注者の責任において速やかに処理を行うこと。

(14) 秘密保持

ア 発注者および受注者は、本契約に関して知り得た相手方の販売上、技術上又はその他の業務上の秘密を相手方の書面による事前承諾なしに第三者に公表又は漏洩してはならない。また、本工事完了後においても同様とする。

イ 発注者及び受注者は、本契約に関して知り得た情報において、個人情報を取り扱う場合には「個人情報保護特記事項」を遵守すること。また、システムは情報ネットワークを活用して構築されることから、不正アクセスなどによる情報紛失、漏洩、改ざん等のリスクを防ぐためこれに準拠した業務を行うこと。

(15) 検査

受注者は、以下に示す発注者の検査を受けなければならない。なお、検査の日程、内容、方法等については、発注者と打合せの上決定するものとし、検査に要する測定機器及び人員等については受注者において準備するものとする。

また、検査時に発注者から訂正を指示された場合及び内容に誤りや不備不良な点が発見された場合は、受注者の責任において速やかに補足、訂正しなければならない。

ア 工場検査 （受注者工場）

イ 受入検査 （発注者指定場所）

ウ 出来高検査 （現地）

エ 完成検査 （発注者指定場所）

(16) 引渡し

指定された提出書類等一式を納品し、完成検査の合格をもって本工事の完了とする。ただし、本工事の完了前においても、発注者は本システムの一部について受注者の承諾を得て使

用することができるものとする。

(17) 指導

受注者は、本システムの運用及び保守に必要な説明資料を作成のうえ、発注者に対して必要な技術指導及び操作教育を行うこと。

(18) 保証、瑕疵担保

機器システム等の契約不適合期間は引渡しの日から1年間とし、期間内に生じた不具合については、受注者が無償で修復するものとする。

(19) 撤去材の処分

本工事において発生する撤去材、梱包材は建設リサイクル法に基づき、受注者の責任において処理するものとする。なお、発注者の指示により生じた軽微な撤去品に関しては受注者の負担により撤去すること。

(20) 資料貸与

本工事の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受注者が行うものであるが、発注者が所有し本工事に利用できる資料は貸与する。この場合、貸与を希望する資料についてはリストを作成の上、発注者の承認を得なければならない。

(21) 仕様書の疑義

- ア 本仕様書の内容及び記載のない事項に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者双方協議のうえで定めるものとし、受注者の一方的な解釈で本工事を実施しないこと。
- イ 本仕様書は主要事項のみ示しており、明示していない事項で本工事の性質及び社会通念上、当然実施しなければならないものについては、受注者の責任で実施するものとする。

(22) 仕様の変更

本仕様書記載事項についての変更は原則として認めないものとする。ただし、監督官庁の指導等により、やむを得ない場合のみ、理由、根拠を提示し発注者の承認を得て行うこと。契約後、受注者の都合により変更が生じた場合契約額の増加は認めない。発注者の都合により変更が生じた場合は、発注者及び受注者双方協議のうえ決定するものとする。

なお、世界情勢等や天災等により、止む無く納期が遅延する場合は、双方協議の上、受注者の責なく変更が可能なものとする。これらの場合において、その理由、経緯、対応措置等について発注者へ書面で提示するものとする。

(23) その他

本工事の契約内容に、本システムの構築に必要となり得る調査、測量、申請、仮設工事、建築付帯設備工事、その他本システムの構築に必要な工事の一切の費用は含まれているものと

する。また、既設防災行政無線（同報系）の部分更新となるため、納入する機器は既設設備を含め本システム全体との完全な整合性を担保する必要がある。よって本工事の更新対象設備以外の既設設備の更新は一切認めない。また新・旧の操作卓の併用は不可とし、新卓での1卓運用を行うこと。更新設備及び既設設備を問わず全ての設備（既設拡声子局、既設中継所設備、既設再送信子局、既設戸別受信機等を含む）が正常に機能し移行期間中も現行と同様の動作・運用が出来ることを保証するものとする。

具体的には新操作卓から現行通りグループ放送、一括放送、緊急一括放送の選択呼び出し操作及びアンサーバック、時差放送の運用等が完全にできること等を含むものとする。

(24) 担当者

安曇野市危機管理課 危機管理担当：窪田 TEL：0263-71-2119 FAX：0263-72-6739

2. 共通指定事項

(1) 設計の原則

設計にあたっては、装置がこの仕様を満たす機能及び性能を有するものであること。

(2) 環境条件

機器は、次の条件で異常なく動作するものであること。なお、第3章の装置仕様に記載がある場合は、第4章の記載内容を優先とする。

ア 動作保証温度

屋内機器 5～+35℃

ただし、OA機器はカタログ準拠

イ 動作保証湿度

屋内機器 85%以下（35℃、結露無きこと）

ただし、OA機器はカタログ準拠

ウ 耐震据付基準は国土交通省大臣官房技術調査課「電気通信設備工事共通仕様書」によること。

(3) 電氣的条件

ア 電気回路には、過電流に対する保護装置または保護回路を設けること。

イ 電源電圧は、AC 100V±10%の範囲内で変化しても安定して作動すること。

ウ PC設備には瞬停防止の措置をとること。

(4) 銘板表示

ア 各装置には、品名、型式、製造番号、製造会社等を銘板にて表示すること。

イ 取扱上注意を要する箇所については、その旨を特記すること。

(5) 既設設備の設定変更及び試験調整

既設設備を扱う場合は、システムに支障のないよう対策を施し、極力、運用停止時間を短縮するよう努めること。万が一、支障等を発生させた場合には受注者の責任において復旧などの処理を行うものとする。また、必要に応じて既設メーカ又は保守契約会社による試験調整を実施すること。

尚、本作業にかかる費用は本工事に含むものとする。

1. 既設デジタル無線設備を運用しながら新旧設備の切替を行うため、防災行政無線運用が長期に渡り停止するなどの事態を招かぬよう、安全且つ速やかに新操作卓に移行すること。
2. 親局設備の切替に際しては、既設メーカ又は保守契約会社との事前協議にて双方十分に連携を取り受注者の責任において、スムーズに作業を遂行すること。なお、作業時には既設メーカ又は保守契約会社の立会により作業完了後の動作確認を行うこと。
3. 新操作卓から従来通り、グループ放送、一括放送、緊急一括放送の選択呼出操作およびアンサーバック、時差放送の運用ができること。
4. 万が一、施工中及び既存プログラムの移行中に新操作卓の異常が発生した場合は、即座に旧操作卓に切り戻しが行え、既存のデジタル子局への手動放送並びに自動プログラム放送、J－A L E R T放送が継続運用できること。
5. 既設卓に登録されている各種子局データや音源及びプログラム放送のデータを新操作卓に移行すること。

第 2 章 施設の概要

1. 施設概要

本工事は、安曇野市役所本庁舎無線室及び堀金支所にデジタル親局設備を更新するものである。（堀金支所は遠隔制御装置）

2. 設備概要

(1) 親局設備

ア 安曇野市役所本庁舎無線室に操作卓等の装置を更新し、各子局設備に対して拡声放送が行えること。

イ 親操作卓とアルカディア社スピーキャンライデンと連携可能なインターフェースを用いること。

ウ 放送操作に使用する端末に関しては OS に Windows 系を採用すること。

(2) 遠隔制御設備

ア 遠隔制御装置を更新し、親局を介して放送が可能となるよう整備を行うこと。

(3) 外部サービス連携

ア 外部サービスと連携するためのシステム構築を行うこと。

(4) J - A l e r t 専用小型受信機設備

ア 消防庁に準拠した機器となるよう更新整備を行うこと。

第 3 章 機能

1. 親局設備

(1) 操作卓

- ア 23 インチワイド以上の表示部を有し、操作はタッチパネル及びマウスにて行え、放送操作や装置の設定が容易に可能なものであること。
- イ 操作卓本体制御部と操作部は分離して設置が可能で、操作部は設置が容易な端末タイプなこと。
- ウ 画面遷移すること無く一つの画面をスクロールすることで、ガイダンスが無くとも放送に必要な全ての放送操作、設定が行えるものとし操作者の負担を軽減し初心者でも容易に扱えること。
- エ 選択呼出し機能、音声調整機能の他、自動プログラム送出装置及び自動通信記録装置並びに、無線装置の制御を本装置から可能であること。
- オ 選択呼出部は、緊急一括、一括、グループ（行政区・目的別等）、個別等の呼出が行え、ID 登録は最大 65,535 まで設定可能であること。
- カ 呼出先の選択は放送種別ごとの 30 個のカテゴリに分けて管理が可能で、一つのカテゴリに 20 個の登録が行え、各登録内容は放送種別、上下チャイム、放送内容等を予め設定できること。
- キ カテゴリ名称は放送種別、地区、災害別等の運用用途に合わせた名称登録が行えること。
- ク 今後も放送の可能性がある放送設定を予めショートカットとして登録する事で再設定しなくとも同じ登録内容を放送する事が行えること。
- ケ なお、チャイム速度は、「速い」「普通」「遅い」の中から選択することが可能であること。
- コ 運用形態に合わせて緊急、一般の呼出対象子局を任意に設定可能であること。
- サ 緊急時は予め緊急放送登録したボタンを操作することで緊急放送が可能であること。
- シ 手動操作による放送のほか、予め設定された時刻にミュージックチャイム音源の定時放送及び登録された放送内容について一括、グループ、個別放送や音量の選択呼出等の設定項目を自動的に行き子局に放送できること。また予め時刻を設定し、音源、音量、呼出先等を登録し、自動放送が可能であること。

- ス 自局の放送中は放送状態の表示により、LCD 画面で確認できること。また、子局呼出中は、操作卓のタッチパネル上に、放送種別、放送開始までの時間（分・秒）、時差数を表示し、呼出先ボタンを選択することで呼出子局の詳細が表示できること。
- セ 放送中画面には放送名称、マイク、上りチャイム、下りチャイム、サイレン、音源一覧、呼出先表示、終話ボタンを表示し、放送状況に合わせて操作可能なこと。
- ソ 他の遠隔制御装置が放送中であっても、統制操作を行うことで放送を終話させ、任意に割込み放送ができること。
- タ 過去の放送履歴から放送音源を再利用して履歴放送が可能なこと。
- チ 放送履歴は日、週、月、全件での検索や表示件数の選択が行えること。
- ツ 履歴放送の登録件数は 1000 件まで可能で 1000 件を超過する場合は一番古い履歴を削除可能なこと。
- テ 音の重なり（エコー）を防止するため一斉、グループ及び個別通報において最大 6 時差での通報ができること。また、緊急一斉放送時には設定した時差無しで、強制音量で放送できること。
- ト 緊急放送は強制音量で放送し、その他の放送は音量大、中、小の 3 種類を通報ごとに設定できること。
- ナ 定時放送及び時報等を正確に行うため、GPS により操作卓内部時計を自動的に修正できる機能を有していること。
- ニ タッチパネル又はマウスによる操作で、中継局設備、再送信子局設備、屋外拡声子局設備（ANS 付）に対し状態監視ポーリング信号を送出して設備状態の確認及び表示が可能であり、異常等があった場合には外部通報を行う機能を有していること。
- ヌ 状態監視により再送信子局設備、屋外拡声子局設備（ANS 付）からの状態情報（停電、扉、拡声起動等）を自動的に記憶し、操作卓、地図表示盤で確認及び表示が可能であること。
- ネ 手動監視・予め設定した時刻による自動監視・放送後自動監視・無応答リトライ監視 が可能であること。
- ノ 通信統制機能を有し、各所に設置されている遠隔制御の運用を制限できること。
- ハ データ記憶部は信頼性を考慮しハードディスクの二重化構成とする。また、不具合が発生した場合にも支障なく運用が行えること。
- ヒ 主の操作卓端末のハードディスクは二重化構成とし、不具合が発生した場合に支障なく運用が行えると共に、運用を停止することなくハードディスクの交換が可能であること。また主の操作端末が故障時に他の操作端末にて放送等の運用が行えること。
- フ システム待機状態時には自動放送の次放送内容、装置の運用状態、障害発生状況、放送状態等を画面表示すること。またそれらの情報を確認しながら放送等の操作が可能であること。
- ヘ システム全体の操作履歴として、日時・操作元・操作内容を表示できること。

- ホ システム全体で発生した障害一覧として、発生日時・障害検出部・障害内容を表示できること。
- マ 操作卓本体制御部や外部監視等、システムに障害が発生した場合は、操作画面に表示を行い、操作者に注意喚起を行う機能を有すること。
- ミ 無資格者操作防止ならびに情報漏洩対策として、システム設定等を扱う操作画面はパスワード入力によるログイン/ログアウトの管理が可能であること。ユーザIDを最大10個登録可能であり、操作者名の設定、パスワードの設定が可能なこと。また、ログアウトは、手動操作による手動ログアウトの他に、無操作時間の設定による自動ログアウトを行う機能を有すること。
- ム 放送事故防止機能として放送中に無音状態を一定時間検出すると、放送は自動終了し、待ち受け状態に戻ること。なお、放送室等の環境雑音に応じて無音検出レベルを操作卓の画面上で設定できること。
- メ 再送信子局設備、屋外拡声子局設備（ANS 付）からの音声連絡通話要求があった場合、呼出音が鳴動すること。また呼出音以外に呼出局がわかるように表示すること。また、呼出先を決定する際に、テンキー入力、リダイヤル、コールバック、電話帳により選択が行えること。
- モ 保守の効率化を考慮し、本体制御部から他の遠隔制御装置の初期設定、追加変更設定等が可能なこと。
- ヤ 緊急放送においては、予め設定した放送回数と放送間隔に従い繰返放送を行うことが可能なこと。直近の繰返し放送の他、繰返サイレン放送が可能なこと。
- ユ 操作卓端末から操作者の訓練用に無線起動を行わない操作練習のための練習モード機能を有すること。なお、本機能を実行中でも J-ALERT 等の外部起動装置の放送は行うこと。また、練習モード中であっても、自動プログラム放送が行われた場合、それぞれ実際に放送を行うか否か設定可能な状態であるとともに、練習機能の解除防止機能ために自動解除時間の設定が行えること。
- ヨ 操作卓端末の操作試験、J-ALERT 等の外部機器の試験を行う際、実際に放送を行わない試験モード機能を有すること。試験モードへの移行は試験モードボタンを押下するだけで移行し、再度押下することにより試験モードが解除されること。また、試験モードの解除忘れを防止する為に自動解除時間の設定が行えること。
- ラ 操作履歴が確認できること。操作日時及び操作箇所、操作内容が確認できること。また、ログイン履歴により操作者の確認ができること。
- リ 障害履歴が確認できること。障害日時及び障害箇所、障害内容が確認できること。
- ル 子局に対する機能は、将来の QPSK 移行時の運用や更新時の並行運用期間においても既設 16QAM システムとの一元運用及び継続運用が可能であること。

(2) 電子サイレン送出装置

- ア 10 種類の吹鳴パターン送出が可能であること。
- イ 画面上にサイレン種別及び吹鳴時間（カウントダウン）を表示でき吹鳴残時間の確認が可能であること。

(3) 監視制御装置

本装置は将来の QPSK 移行時においても継続利用が可能なこと。

- ア 主の操作卓端末から他の遠隔制御装置の監視が行え、接続状態の確認が可能であり、複数接続の場合は監視結果を一覧表示する事が可能なこと。
- イ 再送信子局設備に対し状態監視ポーリング信号を送出し、状態監視が可能なこと。
- ウ 再送信子局設備からの状態情報（停電、扉開等）を自動的に記憶し、操作卓端末、地図表示装置で確認及び表示が可能なこと。
- エ 状態監視、制御の結果は 1000 件以上保持する事が可能で最大件数を越えた結果は古い順に削除可能なこと。
- オ 手動監視・予め設定した時刻による自動監視・放送後自動監視・異常局リトライ監視 が可能であること。自動状態監視の実行間隔は、毎時/毎日/毎週/毎月/無しから選択でき、対象子局の選択と解除が容易に行えること。週単位の設定の場合は曜日による設定も行えること。
- カ 状態監視を行った日付・時刻、監視を行った子局の番号と名称及び各監視項目、異常局と判断された局の合計が画面表示できること。状態結果は、中継局/再送信子局/屋外子局ごとにタブ表示により一覧表示ができ、「正常」や「異常」など色分けによる表示ができること。また監視結果を全て表示する監視結果一覧と、監視結果が異常のみの監視 NG 一覧を切替表示し、日時検索も可能なこと。監視結果一覧は削除及び印刷が行えること。
- キ 状態監視結果で、異常等があった場合は外部通報を行うことが可能であること。
- ク 基地局装置への制御が可能で、装置のリセット及び運用系の系切り替えが可能なこと。
- ケ 子局の制御を行えること。

(4) 遠方監視制御機能

- ア 中継局設備の状態を監視及び制御が可能であること。

(5) 被遠隔制御装置

- ア 遠隔制御装置と接続し、通信制御ができること。
- イ 本装置は、操作卓本体制御部に実装し各操作端末の増設対応が容易に行えること。

(6) 自動通信記録装置（プリンタ含む）

- ア 放送開始時刻、放送対象局、放送種別等を総合通信局へ提出する業務日誌形式で表示が可能であること。

- イ 日誌表示形式は、無線業務日誌、無線業務日誌累計、簡易一覧、月間送出記録、年間送出記録から選択可能であること。
- ウ 画面上で、カレンダーを表示したダイアログを開き、対象日付を選択して、出力開始日/出力終了日に設定することが可能であること。
- エ 必要に応じてプリンタにて印字できること。年間送出は10年間以上記録が可能なこと。
- オ 外部メディアへ保存・出力できること。
- カ 無線従事責任者等の名称、資格、勤務時間の登録ができること。
- キ システムで使用する無線送受信装置の方路番号、名称、周波数、空中線電力、電波型式が表示できること。
- ク 期間指定、免許人指定、装置等を指定して表示する機能を有すること。

(7) 自動プログラム送出装置

- ア 本装置は、操作卓本体制御部に内蔵されたものであり、各操作端末の画面を見ながら放送内容を登録する事で事前に設定された日時に自動的に放送する設定が可能であること。
- イ 登録は、一括、グループ、個別の宛先選択と共に、強制を含む音量の設定が行えること。
- ウ 放送音源にはマイクでの録音音声の他、外部から取り込む音声ファイル、放送履歴音源、人工音声が登録可能であること。
- エ 音声記憶部は10,000分以上の録音容量を有した二重化構成とし放送が可能であること。
- オ 登録した番組は1,000番組（放送プログラム）保持できること。
- カ 自動放送中でも操作卓より統制又は緊急一括放送がかかった場合は、自動放送を中止することが可能であること。
- キ 番組登録及び確認は、登録した装置を含めてカレンダー形式で表示が可能であること。カレンダーには、自動プログラム放送、各操作端末からの予約、を記号表示により確認できること。カレンダー表示から週単位及び日単位でそれぞれ10件以上表示できること。
- ク カレンダー上から登録されている番組を選択し、即時放送が可能であること。
- ケ 番組登録編集における構成内容は名称等を一覧表示し、容易に選択が可能であること。また、カレンダー表示から、登録されている項目を選択することで、番組登録状況の詳細が表示できること。
- コ 構成単位に録音した音源のイコライジング操作が可能なこと。レベル補正が行え、周波数も5段階ポイントで調整可能なこと。
- サ 音源録音の操作は録音開始、一時停止、停止が可能で、録音時間、残録音時間、残登録可能件数の表示が可能なこと。

- シ 録音音源の操作画面において、外部から取り込んだ音源ファイルにおいても音源ファイルを解析し、録音時間、残録音時間の表示が可能なこと。
- ス マイクからの音声録音による予約によって自動放送予約を同一画面で登録可能なこと。
- セ 音声放送の他、音源サイレンやコードサイレンの放送登録が可能で、サイレンパターン1～10の一覧から選択可能なこと。
- ソ 放送起動がかかった後に緊急放送があった場合や放送が未放送となった場合、放送開始予定時刻を自動で繰り下げて、再度放送を行うシフト放送機能を有し、番組ごとに設定可能であること。
- タ 放送が未放送となったことを一覧表示で確認できること。未放送一覧では、即時放送の有無、放送日、自動プログラムなどの番組種別、放送開始時刻、番組名称が確認でき、必要により印刷できること。また、未放送の番組を選択する事で即時放送が行えること。
- チ 放送登録時、他の放送登録の時間が重なった場合には、放送開始予定時刻を自動で繰り下げて登録を行うスライド登録機能を有すること。
- ツ プログラムされた番組において、操作卓画面上のカレンダーにて指定された日の番組のみを休止設定とする放送休止機能を有すること。
- テ 接続されている遠隔制御設備の端末からの番組予約情報を一元管理できること。
- ト 登録された番組は、操作卓画面上のカレンダーに次放送の番組名と共に次放送開始までの残り時間を表示し確認できること。
- ナ アンサーバック結果により、自動プログラムの再放送ができること。
- ニ 時刻指定は、時分秒単位で設定できること。

(8) ミュージックチャイム

- ア 定時放送用の音源とすること。なお、曲数は最大8曲とし、曲目については発注者と協議を行うこと。

(9) 地図表示装置

1) 表示部

- ア 親局、子局を地図上にアイコンおよび一覧表示ができ、管理番号、局種別、局名称でソートができること。子局シンボルは、呼出中、放送中の表示色が自動的に変化するものとする。また、待機中は地図の拡大、縮小及び表示位置の移動を行うことができ、周辺地域地図として活用できること。
- イ 一覧から子局を選択すると、地図の中心点が選択した子局を示すこと。複数の子局を選択した場合、選択した子局すべてが画面に表示されるように拡大表示すること。
- ウ 地図上にプロットされた子局は、「放送準備中」「呼出中」「放送中」といった放送状態ごとに、局シンボルを点滅させること。

- エ 公共施設や官公署、学校、道路名、鉄道名、避難所、土砂災害警戒判定メッシュ情報などの表示ができること。
- オ 警報や注意報など、避難指示等に関わる情報を表示できること。
- カ 表示する地図は、ゼンリン電子地図を使用すること。
- キ 既設モニタを流用すること。

2) 操作部

- ア 地図の縦横スクロール、拡大、縮小にて中心点の自動遷移ができること。
- イ すべてのシンボル情報は表示・非表示の切り替えができること。凡例を示すこと。
- ウ シンボルを選択すると、シンボルが持つ詳細情報を表示できること。

(10) 通話制御装置

- ア 通話制御装置子機と接続し、中継局設備、再送信子局設備と複信方式による音声連絡通話が可能であること。なお、本装置と通話制御装置子機との接続は LAN とする。
- イ 複数の通話制御装置子機と接続でき、最大 3 通話同時に別々の設備と音声連絡通話が可能であること。
- ウ 通話制御装置子機間で内線通話も可能であること。
- エ 通話呼出は以下の 4 種類の方法で可能であること。
 - i. 電話帳 ii. テンキー iii. リダイヤル iv. コールバック
- オ 子局側から親局の複数の通話制御装置子機に一斉呼出しができること。

(11) 連絡通話用子機

- ア 通話制御装置と接続して、中継局設備、再送信子局設備と複信方式による音声連絡通話が可能であること。なお、通話制御装置との接続は LAN とする。
- イ 子機間で内線通話も可能であること。

(12) 自動電話応答装置

- ア 操作卓端末から放送した内容を自動録音し、外部からの電話により放送内容の確認が可能であること。
- イ 同時に複数の応答要求に対応可能であること。
- ウ プッシュ操作にて「戻る」、「再生」、「次」の操作が行えること。
- エ 録音音声管理が行え、録音時間、録音日時、再生、消去が可能なこと。

(13) J-ALERT 自動起動装置

自動起動装置は J-ALERT 専用小型受信機からの情報を制御し、同報無線操作卓を起動させる装置である。それらの放送内容については、任意選択によってきめられるものとする。

自動起動装置には以下の機能を必ず備えること。

- ア 受信した緊急情報に基づき、同報無線にて放送するか否かをユーザにて選択可能なこと。
- イ 自動起動を行う緊急情報の種別は、容易に設定変更が可能であること。
- ウ 複数の事象が発生した際には、ユーザが任意に設定した情報の優先順位に従った通報が行えること。また、自動起動装置での通報中に新たな情報を受信した場合にも同様とする。
- エ 自動起動された通報履歴を画面等にて確認が行えること。
- オ 操作者が画面操作により選択した内容に基づき、同報無線操作卓を起動させて放送が可能であること。
- カ 自動起動された放送は、操作者の操作により停止することができること。
- キ 同報無線操作卓に対し制御信号の入出力を行ない、適切な音声ファイルの出力制御機能を有する。

(14) 機器収容ラック

- ア サーバ及びネットワーク機器等の収容を行うものであること。

2. 遠隔制御局設備

(1) 遠隔制御装置

- ア マウスによる設定により音声放送、電子チャイム、電子サイレンの放送ができること。
- イ 本装置からの呼出は、「緊急一括放送、一括放送の他、グループ・個別呼出し」が可能であること。
- ウ 本装置の設定及び変更は、操作卓から可能であること。
- エ 商用電源が停電した場合は、放送機能を継続するため、PC 内蔵バッテリーに切り替わること。
- オ サイレン放送が可能であり、10 種類のサイレンパターンを送出可能であること。
- カ システム待機状態時には自動放送の次放送、次々放送内容、状態監視情報及び障害情報を画面表示し、操作時もその情報を確認しながら操作が可能であること。なお、複数の情報がある場合の確認及びスクロールの表示速度変更が可能なこと。
- キ 操作履歴として、日時・操作元・操作内容を表示できること。
- ク 障害一覧として、発生日時・障害検出部・障害内容を表示できること。
- ケ 操作を無効状態にできるパスワード入力機能を有していること。
- コ 自動プログラム送出手の機能を有していること。
- サ タイムサーバと時刻同期を行い自動的に時刻補正する機能を有していること。
- シ 柔軟なシステム運用を実現するため、操作卓端末には外部装置優先度を設定できること。装置優先度の高い装置は、優先度の低い装置から一般放送中に、割り込みで一般

放送を放送できること。装置優先度は操作卓端末で一元管理すること。

3. 外部サービス連携

(1) 外部サービス連携

ア 外部サービス（アルカディア社スピーキャンライデン）と連携可能なこと。

対応 OS Windows11 以上であること

対応ブラウザ IE10、Edge、Chrome、以上であること

ASP サービスより下記サービスと連動する機能を有すること。

必ずしもすべてのサービスを利用するとは限らない。

1) 今回利用サービス

ア エリアメール、緊急速報メール

イ ヤフー防災速報アプリ

ウ 防災行政無線連携

エ メール配信機能

2) サービスとして有する機能

ア 電話／FAX 発信機能

イ テレホンサービス機能

ウ ホームページ連動機能

エ CATV 連携機能

オ 防災アプリ

カ 各種 SNS 連携

また、既設で運用を行っているドーン社のメール配信サービスと連携をすること。

4. J - A l e r t 専用小型受信機設備

(1) J - A l e r t 専用小型受信機設備

ア センチュリーシステムズ JARS-3000 を整備すること。

第 4 章 機器構成

1. 親局設備

No.	機 器 名	規 格	数量	備考
1	操作卓	16QAM/QPSK 将来併用運用	1 台	
2	電子サイレン送出装置		1 式	
3	監視制御装置	子局監視	1 式	
4	遠方監視制御装置	中継局監視	1 式	
5	被遠方監視制御装置		1 式	
6	自動通信記録装置		1 式	プリンタ含む
7	自動プログラム送出装置		1 式	
8	ミュージックチャイム		1 式	
9	地図表示装置		1 式	
10	通話制御装置		1 台	
11	連絡通話用子機		1 式	
12	自動電話応答装置		1 台	
13	J-ALERT 自動起動装置		1 台	
14	機器収容ラック		1 台	

2. 遠隔制御局設備

No.	機 器 名	規 格	数量	備考
1	遠隔制御端末	ノート PC 型	2 台	

3. RAIDEN

No.	機 器 名	規 格	数量	備考
1	RAIDEN BOX	外部連携すること	1 台	

4. J-Alert

No.	機 器 名	規 格	数 量	備 考
1	JARS-3000		1 台	

第 5 章 機器仕様

1. 親局設備

(1) 操作卓

1) 構造

制御部；19インチラック

操作部；卓上型

2) 操作部

カラーLCD（画面スイッチ：500 個以上）

3) 表示種別

① レベルメータ

多段LED表示

② その他表示

電源、自動放送／話中、呼出／放送可、連絡通話中、障害、外部機器障害、リモコン使用中、外部機器使用中、保守、統制

4) 放送種別

緊急一括放送、一括放送、個別（ID65535）・群（グループ）放送、分割（時差）放送（最大6分割）、音量制御（強制／大／中／小）、自動放送、サイレン放送

5) 放送入力種別

内部入力、マイク、電子チャイム、電子サイレン

6) 出力種別

放送出力、モニタ出力

7) 電源

AC100V

8) OS

Windows 系

(2) 電子サイレン送出装置

1) 吹鳴パターン数：最大10パターン、連続、手動

2) 吹鳴時間：1～255秒

3) 休止時間：1～255秒

- 4) 繰返し回数：10 回以上
- 5) 定常基本周波：約 800Hz
- (3) 被遠方監視制御装置
 - 1) 接続容量：8 回線以上 ※LAN
- (4) 自動通信記録装置
 - 1) 表示部：操作卓と共用
 - 2) データ取出方式：CD 等の外部媒体（卓前面にて可能であること）
 - 3) プリンタ：ページプリンタ
- (5) 自動プログラム送出装置
 - 1) 表示部：操作卓共用
 - 2) 呼出種別：一括、グループ、個別、分割、音量制御
 - 3) 音量：強制／大／中／小
 - 4) 設定プログラム数：500 構成、1000 番組以上
 - 5) 時間設定単位：1 秒
 - 6) プログラム設定：LCD ディスプレイ・マウス
 - 7) 録音可能時間：10,000 分以上
 - 8) バックアップ：HDD による二重化
- (6) ミュージックチャイム
 - 1) 曲目：別途協議
 - 2) 曲数：最大 8 曲
- (7) 地図表示装置
 - 1) 表示装置 既設流用が可能な場合は流用すること。
 - ① 機能：放送時、該当する子局の位置を点滅表示すること。
 - ② OS：Windows 系
 - ③ 電子地図：ゼンリン電子地図 ZmapTown2
 - ④ 電源：AC100V±10%
 - 2) 子局管理装置（防災 GIS システム）
 - ① OS：Windows 系 または Linux 系
- (8) 通話制御装置
 - 1) 機能：電話回線交換機能

(9) 連絡通話用子機

- 1) 機器仕様：IP 電話機（短縮ボタン 12 以上）

(10) 自動電話応答装置

- 1) 録音時間：10 分以上
- 2) 収容回線：4 回線

(11) J-ALERT 自動起動装置

- 1) OS：Windows 10
- 2) 入出力インターフェース：LAN（10BASE-T/100BASE-TX）1 ポート以上
ライン入出力（ステレオ、ミニジャック）

(12) 機器収容ラック

規格：EIA 規格（19 インチ）

2. 遠隔制御局設備

(1) 遠隔制御装置

- 1) 表示部
10 インチモニタ以上
- 2) 放送種別
緊急一括放送、一括放送、個別・グループ放送、自動放送
※グループ数：300 以上
- 3) 放送入力種別
マイク、電子チャイム、電子サイレン（10 パターン以上）、自動プログラム送出装置
- 4) 接続インターフェース
LAN
- 5) 電源
AC100V
- 6) 停電対策
ノート PC に実装の蓄電池

3. RAIDEN BOX

- 1) OS：Windows OS11 以上
- 2) ブラウザ：IE10、Edge、Chrome 以上

4. J-Alert

- 1) CPU : Intel Atom x6425E (Elkhart Lake) 2.0GHz
- 2) メモリ : DDR4 SDRAM
- 3) ストレージ 1 : 20GB (システム) ストレージ 2 : 20GB (ログ)
- 4) 音声出力 1Port (3.5φ)、接点出力 8 点 (無電圧)、UI <https>